

◇番号	201501
◇研究機関名	北海道大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成26年4月3日、独立行政法人日本学術振興会からの連絡を受けたこと。</p> <p>【調査に至った経緯等】 平成26年3月に、北海道大学から独立行政法人日本学術振興会に対して行った農学研究院教授及び薬学研究院特任教授の科学研究費補助金の不正使用に係る報告に基づき、同会において関係事業の不正内容等について精査したところ、両氏に係る同補助金の一連の資料の中に、同一若しくは非常に酷似しているものがあるとの連絡を受けたことから、調査を行うこととなった。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 「国立大学法人北海道大学研究費申請上の研究者倫理等に関する調査委員会」における調査体制 8名（内部委員6名、外部有識者2名）</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成26年6月9日～平成26年10月15日 ・調査対象 ア) 調査対象研究者 農学研究院教授及び薬学研究院特任教授 イ) 対象研究課題 両氏の平成16年度から平成24年度までの9年間に申請した科学研究費補助金 ・調査方法 対象研究課題の研究計画調書その他の書類を照合して研究内容等の同一性の有無を精査するとともに、両氏を個別に面接して、研究費の申請経緯、研究方法等について聴取。
◇調査結果	<p>【不正受給の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 両氏は夫婦関係にあり、長年同じテーマで一貫して共同研究をし、各研究室の運営も互いに協力し合いながら行ってきたこと、学術論文なども2人で話し合いながら作成してきたことなど、両氏が研究その他あらゆる場面において協力関係にあり、研究室の運転資金の調達や研究成果の外部への発信手段としてお互いを有効に利用することができるという特殊な環境下にあった。 また、農学研究院教授は、研究室の運営責任者として自身の研究グループの研究推進のために必要な経費を確保したいという考えがあったことが、動機、背景としてあった。

・手法

不正受給として認定した研究課題については、薬学研究院特任教授が申請書等の全部を作成したものである。一方、農学研究院教授もそのことを認識していたが、研究内容については2人で話し合って準備し、共同研究として研究を実施した。両氏は、両方の申請が重複した内容であることについて認識済みであったうえに、重複して採択を受け、交付を受けていた。

・不正に受給された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正に受給された研究費の額	不正受給に関与した研究者数
平成18年度科学研究費補助金基盤(B)	8,000,000円 (用途; 研究費, 私的流用なし)	2名
平成19年度科学研究費補助金基盤(B)	9,750,000円 (用途; 研究費, 私的流用なし)	2名
計	17,750,000円	2名(実人数*)

※公的研究費に係る不正受給に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

科学研究費補助金は、研究者の自由な発想に基づく研究を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものであることから、研究組織に参加する研究者が、実質的に同一の研究課題であることを認識しつつ申請を行い、重複して採択を受け、複数の科研費を不必要に重ねて受けることは、科学研究費補助金の公募要領及び制度の趣旨に反することから、不正受給に該当すると判断した。

◇不正受給の発生要因と再発防止策

【発生要因】

両氏は長年同じテーマで一貫して共同研究をし、各研究室の運営も互いに協力し合いながら行ってきたこと、学術論文も2人で話し合いながら作成してきたことなど、両氏が研究その他あらゆる場面において協力関係にあり、研究室の運営資金の調達や研究成果の外部への発信手段としてお互いを有効に利用することができるという特殊な環境下にあったこと、また、農学研究院教授は、研究室の運営責任者として自身の研究グループの研究推進のために必要な経費を確保したいという考えがあったことによる。

【再発防止策】

総長のリーダーシップのもと、科学研究費補助金申請等に関する適正な取扱いについて、さらに周知徹底を行った。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき学内における管理・責任体制を明確化し、引き続き再発防止策に努めることとした。

	<p>さらに、以下の取り組みを実施した。</p> <p>ア) 研究活動上の不正に関する研修会受講を義務化する。</p> <p>イ) 科学研究費補助金申請に関する説明会において、共同研究事業の場合の研究計画調書の記載方法及び問題事例の告知及び研修を行う。</p> <p>ウ) 科学研究費補助金申請を行う研究組織（研究代表者・研究分担者）の研究者が他の課題で研究代表者となって科学研究費補助金の申請を行う場合における内容の確認</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の処分 農学研究院教授 停職 10 ヶ月 薬学研究院特任教授 停職 10 ヶ月 ・ 交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 両氏は、既に平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、競争的資金への応募参画制限の措置が講じられていたことから、交付中又は委託契約中の公的研究費は存在しなかった。 ・ 本件の公表状況 「公的研究費の不正受給について 平成 27 年 5 月 1 日」北海道大学ホームページに公表（氏名公表あり）